

「再犯防止に向けた総合対策」工程表【平成28年度版】

資料2-2

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期			
								短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)	
			平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 対象者の特性に応じた指導や支援策を強化する											
(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等に応じた指導・支援を集中的に実施する	法務省	・少年鑑別所における学習の機会の付与及び学力に関する適切な査定 ・少年院在院者の重点対象者に対する再鑑別の試行 ・保護観察対象者に対する依頼鑑別の実施	・少年鑑別所における学習支援機器の整備・検証 ・少年院在院者の重点対象者に対する再鑑別の試行結果の検討 ・保護観察対象者に対する依頼鑑別の実施及び実施状況の分析	・学力査定体制の整備 ・学習用教材の充実 ・重点対象者の再鑑別の拡充 ・依頼鑑別の実施状況の分析・改善 ・少年の一連の処遇過程を縦貫して鑑別機能を発揮する体制の検討 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の運用開始	・学力査定体制の試行	・学力査定体制の検証	・少年院での体系化された基礎学力向上に資する少年鑑別所における学習支援施策の展開	・少年院での体系化された基礎学力向上に資する少年鑑別所における学習支援施策の展開	・少年院での体系化された基礎学力向上に資する少年鑑別所における学習支援施策の継続	
			・法務省式ケースアセスメントツール(※1)開発会議の設置 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)(暫定版)の作成・データ集積	・法務省式ケースアセスメントツール(※1)(パイロット版)の作成及び試行 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)(完成版)の作成	・少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別を必要に応じ実施 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の継続的運用・精度向上 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)のデータ集積	・少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別の実施状況の検討 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の継続的運用・精度向上 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の集積データの分析及び運用状況の検証 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の少年院や保護観察所の処遇への活用策の検討及び試行等	・少年院在院中から仮退院後の保護観察指導まで継続・縦貫する鑑別を必要に応じ実施 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)のより精緻なツールへの改訂 ・法務省式ケースアセスメントツール(※1)の効果検証への活用に関する検討				
			・少年院2庁においてチームティーチング(※2)体制を実施	・4庁においてチームティーチング(※2)体制を実施	・チームティーチング(※2)体制の効果検証及び実施施設の拡大の検討	・チームティーチング(※2)体制の効果的・効率的な在り方の検証及び実施施設の拡大の検討	・少年院におけるチームティーチング(※2)体制の円滑実施	・少年院におけるチームティーチング(※2)の実施体制の確立			
			・少年院における薬物非行少年に対する指導の実施 ・矯正教育プログラム(薬物非行)の開発	・少年院の指導重点施設での薬物問題非行プログラムの集中指導の実施 ・指導職員の指導方法の検証	・少年院の重点指導施設における集中指導の継続・効果の検証 ・少年院と保護観察所との連携方策の策定 ・指導職員の育成	・少年院の重点指導施設における矯正教育プログラムの効果検証及び重点指導施設の実施体制強化の検討	・少年院の重点指導施設の拡大及び重点指導施設における薬物非行防止プログラムの効果検証	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく薬物非行防止指導の確立	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく薬物非行防止指導の展開		
			・発達上の課題を抱える在院者に対する処遇プログラム及び職員の処遇力向上施策の検討	・少年院における発達上の課題を抱える在院者に対する処遇プログラムを作成	・総合的な処遇プログラムの策定	・総合的な処遇プログラムを、ガイドラインに基づき一部施設において実施	・実施結果を踏まえ、更なる処遇充実方策検証 ・専門機関との連携強化や職員の研修受講の枠組みの検討	・PDCAサイクル(※3)に基づく処遇プログラムの確立 ・専門機関と連携した指導及び支援の実施	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく処遇プログラムの展開 ・少年院における専門機関と連携した指導及び支援の充実強化策の推進		
			・少年院在院者に対する処遇課程(※4)ごとの特色化の推進	・処遇課程(※4)の検証及び改編の検討 ・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の改訂案の策定準備	・新少年院法施行に向けた処遇課程(※4)の改編、新少年院法施行後の実施 ・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の改訂作業を進め、新少年院法施行後の実施	・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の実施状況の検証	・少年院矯正教育課程(※5)ごとの更なる特色化の推進 ・少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の更なる充実化策の検討・実施	・少年院における少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の定着	・少年院における少年院矯正教育課程(※5)、個人別矯正教育計画(※6)及び成績評価(※7)制度の定着		
			・刑事施設における薬物依存離脱指導の充実強化	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスケアセメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスケアセメントツールの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り	・刑事施設における専門的プログラムの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施	・刑事施設における専門的プログラムの試行結果及び効果検証を踏まえた標準プログラムの改定 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開	・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開の継続			
			・少年院における高等学校卒業程度認定試験学習用教材、学習支援機器の導入 ・刑事施設における教育支援スタッフの配置及び高等学校卒業程度認定試験の実施	・高等学校卒業程度認定試験の試験結果を踏まえ、同試験の合格率を上げるための指導の充実 ・刑事施設における教育支援スタッフの配置及び高等学校卒業程度認定試験の実施	・少年院における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実強化による合格者数増加 ・刑事施設における教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等により、教科指導を充実させ、教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携の在り方の検討	・少年院における年少少年に対する学力向上策の検討 ・刑事施設における教育支援スタッフの拡充や高等学校卒業程度認定試験学習用教材の整備等により、教科指導を充実させ、教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携の在り方の検討	・少年院における高等学校卒業程度認定試験学習用教材の拡大大整備 ・少年の基礎学力の状況を把握し、より効果的で体系化された基礎学力向上策の検討 ・刑事施設における教科指導と就労支援の有機かつ効果的な連携について検討結果の実践	・少年院における体系化された基礎学力向上策の展開	・少年院における基礎学力向上策の効果の検証・改善	・少年院における基礎学力向上策の継続的な実施	
			・少年院在院者の処遇について検討する処遇ケース検討会の開催 ・少年院と保護観察所との行動連携の施行	・処遇ケース検討会の継続的な実施 ・少年院と保護観察所、地方更生保護委員会との連携体制の充実強化 ・少年院と保護観察所との行動連携の継続実施及び効果検証	・処遇ケース検討会の継続的な実施と効果の検証	・処遇ケース検討会の実施規模拡大等の充実策の検討・実施	・処遇ケース検討会の実施規模拡大等の充実策の検討・実施	・少年院における処遇ケース検討会を踏まえた社会復帰支援の充実策の検討			
			・保護局における少年処遇研究会の実施 ・家庭に寄り付かない保護観察対象少年等に対する指導の実施	・少年処遇研究会の結果を踏まえた、関係機関との連携による少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の実施 ・家庭に寄り付かない保護観察対象少年等に対する指導強化のための方策の検討・実施 ・更生保護施設(※8)の受入れ機能の強化を図るとともに、少年の受入れを行う自立準備ホーム(※9)を効果的に活用	・短期的取組を踏まえた、少年・若年の保護観察対象者に対する指導・支援の充実強化策の検討・実施 ・少年の特性や状況に応じた受け皿を選択することができるよう、少年を受け入れる更生保護施設(※8)及び自立準備ホーム(※9)各施設の機能及び特長に応じた処遇内容の充実方策を検討し、必要に応じ体制を整備	・少年・若年者に対する指導・支援の充実強化策の推進	・少年・若年者に対する指導・支援の充実強化策の推進				

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期			
								短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)	
平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援	ii	法務省	・保護者に対する矯正教育の実施状況の情報提供等、措置の実施	・保護者に対する措置の集約と効果的実施等の検討	・検討を踏まえた新たな保護者参加型プログラム原案の策定	・新プログラムの試行	・試行結果を踏まえたプログラムの改訂及び少年院全庁での実施	・PDCAサイクル(※3)に基づく保護者参加型プログラムの確立	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく保護者参加型プログラムの展開	・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づく保護者参加型プログラムの継続的な実施	
			・保護観察対象少年の保護者に対する指導・助言等の措置 ・保護観察対象少年の保護者を対象とした保護者会の実施	・少年処遇研究会の結果を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の検討・実施			・短期的取組を踏まえた、保護者の監督・監護力の強化に向けた保護者に対する措置の充実策の実施	・中期的取組を踏まえた方策の検討・実施			
	iii	法務省 厚生労働省 農林水産省	・少年院における社会貢献活動の実施	・社会貢献活動の継続並びに参加者数及び実施回数の調査	・社会貢献活動の継続、実施事例の収集	・社会貢献活動の充実方策の検討・試行	・短期的取組の状況を踏まえた社会貢献活動の枠組みの構築の検討・実施	・社会貢献活動の積極的な展開の検証	・少年院における社会貢献活動の定着	・少年院における社会貢献活動の拡大	・少年院における社会貢献活動の継続的な実施
			・保護観察所における社会参加活動の実施 ・保護観察所における社会貢献活動の先行実施	・社会貢献活動の先行実施 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証	・社会貢献活動の着実な推進 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討		・社会貢献活動の本格実施	・特別遵守事項としての社会貢献活動の定着		・短期的取組の状況を踏まえた社会貢献活動の一層効果的な活動の検討	・処遇方法としての社会貢献活動の確立
	iv	警察庁	・少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて、面接・家庭訪問により補導、助言したり、社会奉仕活動等への参加を促すことなどによる立ち直り支援活動の実施	・これまでの取組に加えて広く支援を必要としている少年や保護者等に積極的に手を差し伸べ、その申出に応じ、警察職員等による定期的な連絡や家庭訪問、学生ボランティア等の協力を得た少年の社会奉仕活動、生産体験活動等の場・機会の拡大等を通じて、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を実施							・前年度までの取組状況の検証を踏まえた取組の推進
(2)高齢者又は障害者に対する指導及び支援	i	法務省 厚生労働省	・刑務所等における特別調整(※10)の開始 ・社会福祉士、精神保健福祉士の刑務所等への配置 ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの自主的な実施	・他機関との情報連携の推進を含めた刑事施設における特別調整(※10)実施体制の見直し ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラム実施状況の調査 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施 ・社会福祉士の少年院への配置拡大	・他機関との情報連携の推進を含めた刑事施設における特別調整(※10)実施体制の見直し ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの検討 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施 ・少年院における社会復帰支援体制の充実	・他機関との情報連携の強化を含めた刑事施設における特別調整(※10)実施体制の推進 ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の推進策定・試行 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善 ・社会福祉士の少年院への所要の配置の検討	・刑事施設における特別調整(※10)実施体制の更なる見直し ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の見直し ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援、指導内容を更に見直し、改善	・PDCAサイクル(※3)に基づく刑事施設における特別調整(※10)実施体制の確立 ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムの継続 ・少年院における社会福祉士配置の効果検証及び配置拡大の検討	・PDCAサイクル(※3)に基づく刑事施設における特別調整(※10)実施体制の確立 ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムの継続 ・少年院における社会福祉士配置の効果検証及び配置拡大の検討		
			・保護観察所における特別調整(※10)及び特別処遇の開始 ・地域生活定着支援事業の実施(厚生労働省) ・地域生活定着支援センター(※12)の全国設置(厚生労働省)	・更生保護施設(※8)における特別処遇の実施状況及び課題の分析		・必要に応じ、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の数に応じた、更生保護施設(※8)への福祉スタッフの配置及び更生保護施設(※8)のバリアフリー化の推進	・更生保護施設(※8)における高齢・障害者に対する処遇のノウハウを共有するなどして、退所(福祉への移行)に向けた処遇を一層効率的に行い、受入れ機能を強化	・福祉的支援に関する事例を集積・分析し、効果的かつ効率的な処遇の在り方について調査研究を行うなどして、更生保護施設(※8)における高齢・障害者に対する効果的な処遇の在り方について、改善方策を検討			
				・特別調整(※10)及び特別処遇の推進のための多機関連携と課題の検討	・多機関連携の強化と必要な環境整備	・特別調整(※10)及び特別処遇による福祉サービス確保の推進 ・障害福祉サービスにおける地域移行支援(※11)の対象に、刑事施設、少年院、更生保護施設等に入所している障害者を追加。	・特別調整(※10)及び特別処遇による福祉サービス確保の推進	・特別調整(※10)及び特別処遇の充実 ・特別調整(※10)及び特別処遇に係る運用・連携等の見直し・検証			
			・社会福祉士、精神保健福祉士の刑務所等への配置 ・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの自主的な実施	・刑務所における社会復帰支援のためのプログラム実施状況の調査 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施	・刑務所における社会復帰支援のための試行プログラムの策定 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施	・刑務所における社会復帰支援のためのプログラムの推進 ・医療刑務所等4庁における職業訓練の実施及び就労の支援・指導の改善	・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラム(試行版)の見直し ・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムの策定	・刑事施設における社会復帰支援のためのプログラムの継続 ・中期的取組の結果を踏まえた就労の支援、指導内容の見直し、改善			
	ii	法務省 厚生労働省	・地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを実施する	・保護観察対象者に対する指導監督、補導援護の実施 ・更生緊急保護(※13)の実施 ・地域生活定着支援事業の実施(厚生労働省) ・地域生活定着支援センター(※12)の全国設置(厚生労働省)	・地域生活定着支援センター(※12)のほか、医療・福祉機関と連携し、必要な指導・支援等を実施した事例の収集 ・特定の地域における地域生活定着支援センター(※12)と保護観察所とが連携したサポートのモデル的实施	・事例検証を踏まえ、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な支援等新たな枠組みを検討 ・特定の地域における地域生活定着支援センター(※12)と保護観察所との連携によるサポートのモデル的实施の検証	・地域生活定着促進事業の対象とならない者に対する必要な支援等新たな枠組みの検討を踏まえ、必要な施策を実施				
	iii		・刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する	・理学療法士、作業療法士の刑務所への配置	・理学療法士等の配置庁に対する実施状況・効果に関する調査の実施	・刑事施設における健康運動指導士等の外部講師を招へいしての専門的トレーニング及び対人関係円滑化指導等の実施 ・理学療法士等の配置庁に対する実施状況・効果に関する調査の実施	・刑事施設における身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の実施 ・理学療法士等の配置見直し	・刑事施設における身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の実施 ・理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的实施	・短期的取組の結果を踏まえた高齢者及び障害者に対する施設内支援、指導内容の充実方策の検討及び実施 ・短期的取組の結果を踏まえた理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的实施	・中期的取組の結果を踏まえた高齢者及び障害者に対する施設内支援、指導の継続 ・中期的取組の結果を踏まえた理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的实施	・中期的取組の結果を踏まえた高齢者及び障害者に対する施設内支援、指導の継続 ・中期的取組の結果を踏まえた理学療法士等を活用した高齢又は障害のある受刑者に対する支援の継続的实施
				・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催	・刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会の開催 ・全国事例の収集及び事例集(研修教材)の検討・作成	・事例研究会の更なる充実方策の検討 ・研修の更なる充実方策の検討			・中期的取組の結果を踏まえ、更なる充実方策について検討	

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期					
			平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)		長期的取組 (平成32年度～)	
(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援	i	法務省	・刑務所における薬物依存離脱指導の充実強化	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化方策の検討		・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化方策の検討・実施		・グループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施 ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化に向けた所要の方策の実施 ・女子受刑者用のリスクアセスメントツールの開発	・刑事施設における専門的プログラムの試行結果及び検証結果を踏まえた標準プログラムの改定 ・グループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開 ・女子受刑者に対する処遇体制の充実強化に向けた所要の方策の実施 ・女子受刑者用のリスクアセスメントツールの運用開始及び再犯状況等追跡調査の実施	・女子受刑者に対する指導プログラムの実施体制の確立 ・実施施設全庁におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施及び実施困難な対象者を除く、全対象者に対する同指導の実施 ・グループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開の継続 ・女子受刑者用のリスクアセスメントツールの再犯状況等追跡調査及び運用実績を踏まえた見直し			
				・個々の対象者の問題性を踏まえた保護観察の実施		・矯正における分析を踏まえた、効果的な指導・支援方策の検討				・従来の取組の結果を踏まえた更に効果的な指導・支援方策の実施			
	ii	法務省	・女子刑務所及び女子少年院在院者の虐待等の被害体験を扱うプログラムの実施等	・女子刑務所及び女子少年院における虐待被害体験を扱う指導の継続実施・効果的な指導方法の検討	・検討結果に基づくプログラムの策定	・女子刑事施設における地域支援モデル事業の試行及び効果検証		・これまでの取組を踏まえた、女子刑事施設における地域支援モデル事業の安定的な実施体制の確立		・女子刑事施設における地域支援事業の適正な実施			
						・女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの策定	・女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの試行及び効果検証体制の検討	・女子受刑者特有の課題を踏まえた改善指導プログラムの実施及び効果検証体制の検討		・PDCAサイクル(※3)に基づく女子受刑者に対する指導プログラムの実施体制の確立・展開	・PDCAサイクル(※3)に基づく女子受刑者に対する指導プログラムの実施体制の充実・強化		
・女子少年院における新プログラムの試行・効果検証						・女子少年院における新プログラムの効果検証及び実施施設の拡大	・女子少年院における新プログラムの効果検証及び実施施設の拡大	・PDCAサイクル(※3)に基づく女子少年院におけるプログラムの確立	・女子少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づくプログラムの展開				
(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	i	法務省 厚生労働省	・刑務所における薬物依存離脱指導の充実強化	・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導実施のための仕組み作り		・刑事施設のパイロット施設における専門的プログラム及びリスクアセスメントツールの試行及び効果検証 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施体制作り		・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の実施	・刑事施設における専門的プログラムの試行結果及び検証結果を踏まえた標準プログラムの改定 ・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開		・刑事施設におけるグループワークを主体とした薬物依存離脱指導の展開の継続		
			①個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや医療と生活支援とを一体的に実施するとともに、保護観察所、関係機関・団体等の連携によって、刑務所収容中から出所後までの一貫した支援態勢を強化する ②出所後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、民間支援団体とも連携し、継続的・長期的な指導・支援の充実を図る	・「薬物処遇プログラム」の実施・検証 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等への入通所の状況等を踏まえ、委託内容等について検討 ・更生保護施設(※8)における薬物事犯者を含めた自立困難者の受入れの状況と課題の分析及び効果的な処遇方法に関する検討 ・「地域支援ガイドライン(案)」の作成	・「薬物処遇プログラム」の実施・検証 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所を委託 ・更生保護施設(※8)における薬物事犯者の受入れの促進 ・矯正局・保護局の共同による処遇教材の開発 ・「地域支援ガイドライン(案)」の試行	・「薬物処遇プログラム」の実施・検証 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 ・更生保護施設(※8)における自立困難者に対する処遇内容の充実 ・「地域支援ガイドライン」の策定に向けた協議の実施 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証	・「薬物処遇プログラム」の試行及び効果検証 ・「薬物再乱用防止プログラム」に名称変更し、本格実施 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存症リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ薬物事犯者に対する処遇を専門的・体系的に実施することができるような更生保護施設(※8)における職員体制等の整備 ・法務省と厚生労働省の共同による「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(以下「地域連携ガイドライン」という。)の策定 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証を踏まえた所要の取組の推進	・刑の一部執行猶予制度の施行への対応 ・「薬物再乱用防止プログラム」の適切な実施 ・簡易薬物検出検査の実施 ・薬物依存リハビリ施設等に対して、入通所等を委託 ・更生保護施設(※8)における薬物事犯者処遇の充実強化 ・「地域連携ガイドライン」に基づく、地域における円滑な支援の実施 ・薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等の実施・検証を踏まえた所要の取組の推進	・短期的取組を踏まえ、処遇及び地域支援施策の更なる充実強化の検討・実施 ・更生保護施設(※8)における薬物事犯者処遇の充実強化				
		・「地域依存症対策推進モデル事業」の実施・検証	・平成23年度まで実施した「地域依存症対策推進モデル事業」において、特に効果が高いと思われる取組について、モデル自治体を選定し、「地域依存症対策支援事業」として引き続き実施		・「地域依存症対策支援事業」の継続実施及び効果検証		・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、特に効果的な取組について、全ての自治体において本格実施する上での課題について検討		・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、特に効果的な取組について、全ての自治体において本格実施する上での課題について検討		・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、特に効果的な取組の全国的な実施		
		特記事項なし					・「依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業」において、依存症者に対する認知行動療法プログラムの全国的な実施を試行		認知行動療法プログラムの診療報酬上の評価を新設(平成28年度～) 医療機関での認知行動療法プログラムの実施状況も踏まえ、地域における依存症者に対する治療・回復プログラムの更なる普及の推進				
		特記事項なし			・依存症回復施設の質を担保し、依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設職員に対する研修を実施								
		特記事項なし			・「依存症治療拠点機関設置運営事業」の実施					・「依存症治療拠点機関設置運営事業」の検証結果を踏まえ、全国的な医療体制の整備を図る上での課題について検討			

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期			
								短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)	
平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
(4)薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援	ii	法務省 厚生労働省	・主に覚せい剤刑事犯者の家族等を対象とした刑務所受刑者等の引受人会の開催 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」の作成	・引受人・家族会の開催 ・「地域支援ガイドライン(案)」に基づき、家族支援も含めた関係機関との連携方策を検討 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化	・医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会の積極実施 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化	・「地域連携ガイドライン」を踏まえ、医療・保健・福祉機関等と連携した引受人・家族会の積極実施 ・「薬物依存に関する家族支援の手引」を活用した家族等への支援の充実強化				短期的取組を踏まえ、更なる家族支援策の検討・実施	
			特記事項なし	・「地域依存症対策支援事業」において、実施自治体に依存症を持つ家族に対し相談支援を行うための「家族支援員」を設置	・「地域依存症対策支援事業」における「家族支援員」の継続配置及び効果検証	・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、必要に応じ、全ての自治体において「家族支援員」を配置する上での課題について検討	・「地域依存症対策支援事業」の検証結果等を踏まえ、必要に応じ、全ての自治体において「家族支援員」を配置する上での課題について検討				・左記検討を踏まえた家族支援の実施
			特記事項なし	・依存症を持つ家族に対し、依存症を支える家族関係についての理解や依存症に関する正しい知識の習得、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解のための「依存症家族研修」の実施	・「依存症家族対策支援事業」において、依存症家族に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの実施	・「依存症家族対策支援事業」の検証結果を踏まえ、全ての自治体において本格実施する上での課題について検討				・左記検討を踏まえた家族支援の実施	
	iii	法務省 厚生労働省	特記事項なし	1－(1)の再掲							
			・対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援策を実施する	・刑務所等における就労支援スタッフ配置拡大の検討 ・関係機関が連携して個々の受刑者の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の継続	・個々の受刑者等の実情に応じた就労支援を重点的に行う取組の検証と更なる充実策の検討	・刑事施設等におけるPDCAサイクル(※3)に基づく就労支援対策の展開					
			・刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)の実施	・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)のより柔軟かつ積極的な活用のための方策の検討	・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)のより柔軟かつ積極的な展開				・薬物事犯者も含めた刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)の更なる充実策の検討・実施		
(5)性犯罪者に対する指導及び支援	i	法務省	・関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを把握し、性犯罪者処遇プログラムやその他指導・支援を実施する	・刑務所における性犯罪者処遇プログラムの処遇効果の検証 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法及び処遇プログラム実施体制の見直し ・刑務所から関係機関に対する必要な情報の提供	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の充実 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の見直し結果と受講プログラムの対応の調整等 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・刑務所における処遇プログラムの実施体制等の検証・見直し及び充実 ・刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法の見直しの結果を踏まえ、所要の改善策の実施 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	・刑務所においてPDCAサイクル(※3)に基づく処遇プログラムの実施体制及びプログラム実施対象者選定方法等の確立 ・刑務所から関係機関に対する円滑な情報提供の実施	・確立された処遇プログラムの実施体制及びプログラム実施対象者選定方法に応じた処遇効果の検証方法の検討 ・刑務所から関係機関に対する円滑な情報提供の実施	・平成24年度の効果検証以後の充実化策を踏まえた再度の総合的な効果検証及び検証結果に基づく充実化策の検討 ・刑務所から関係機関に対する情報提供の継続及びより円滑・効果的な情報提供方法の検討	・総合的な効果検証結果に基づく刑務所における処遇プログラムの実施体制等の検証・見直し及び充実 ・総合的な効果検証結果に基づく刑務所におけるプログラム実施対象者選定方法を見直し、所要の改善策の実施 ・刑務所から関係機関に対する必要な情報提供の実施継続	
			・少年院における性非行少年に対する指導の実施	・矯正教育プログラム(性非行)の開発	・少年院の重点指導施設での性非行プログラムの集中指導の実施	・少年院の重点指導施設における集中指導の継続・効果の検証 ・指導職員の育成	・更なる処遇充実方策検証、指導施設拡大検討		・少年院の重点指導施設におけるPDCAサイクル(※3)に基づくプログラムの確立		
			・保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施	・処遇効果の検証	・検証結果に基づく性犯罪者処遇プログラムの充実に向けた方策の検討	・前年度における方策の検討結果を踏まえた取組の推進		・性犯罪者処遇プログラムの適切な実施			
	ii	警察庁 法務省	特記事項なし	・諸外国の取組事例等及びそれらの再犯防止効果についての分析 ・性犯罪者への新たな対策に関する検討	・検討で得られた知見を基に、必要に応じ、関係省庁が連携し、対策を具体化		・諸外国の取組等の分析継続、及びこれまでの検討結果を踏まえ、必要に応じ、国内における新たな性犯罪防止施策を試行				
(6)暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援	i	警察庁 法務省	・パイロット庁におけるワークブックを使用した暴力団処遇の実施	・暴力団処遇試行結果の取りまとめ及び検証	・パイロット庁の試行結果を踏まえた暴力団離脱指導の検討				・暴力団からの離脱に向けた指導に関する新たな方策についての検討	・左記検討を踏まえた指導の実施	・暴力団からの離脱に向けた指導の効果的かつ安定的な実施
			・刑務所等と保護観察所との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※15)との協力による暴力団からの離脱指導の実施	・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※15)との協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・関係機関との連携による、暴力団からの離脱指導の適切な実施				・関係機関の有機的な連携による暴力団離脱指導の切れ目ない実施		
			・刑務所等と保護観察所との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センター(※15)との協力による暴力団からの離脱指導の実施	・刑務所等との情報連携を踏まえた暴力団からの離脱指導の適切な実施 ・警察及び都道府県暴力追放運動推進センターとの協力による暴力団からの離脱指導の適切な実施	・前年度までの取組状況の検証を踏まえ、関係機関との連携による暴力団からの離脱指導の適切な実施				・関係機関との連携による暴力団からの離脱指導の適切な実施		
	ii	法務省	・刑務所における暴力防止プログラムの検討 ・刑務所におけるアルコール依存回復プログラムの策定・実施 ・刑務所における交通安全指導への民間自助グループ(※16)との連携・実施	・刑務所における暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証 ・刑務所における交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方の検討、アルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携	・受刑者リスクアセスメントツール(仮称)開発会議の設置 ・刑務所における暴力防止プログラムの試行・検討及び試行結果の検証 ・刑務所における交通事犯者以外のアルコール依存の問題を抱えた受刑者に対する指導の在り方の検討、アルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携	・受刑者リスクアセスメントツール(試行版)の策定及び試行データ集積の開始 ・刑務所における暴力防止プログラムの策定 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ、刑務所において交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携	・試行版データ集積の継続 ・刑務所における暴力防止プログラムの実施 ・検討結果を踏まえ、必要に応じ、刑務所において交通事犯以外の受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施 ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携	・試行を踏まえた受刑者リスクアセスメントツールの策定 ・刑務所においてPDCAサイクル(※3)に基づく暴力防止プログラム及びアルコール依存回復プログラムの確立 ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携	・受刑者リスクアセスメントツールの運用とデータ集積の開始 ・PDCAサイクル(※3)に基づく暴力防止プログラム及びアルコール依存回復プログラムの実施 ・PDCAサイクル(※3)に基づく暴力防止プログラム及びアルコール依存回復プログラムの実施及び見直し ・刑務所における民間自助グループ(※16)との連携		
			・少年院における対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する指導の実施	・対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する指導の継続実施・効果的な指導方法の検討	・対人暴力や不良交友の問題性を抱える少年に対する標準的プログラムの策定	・新プログラムの試行 ・指導職員育成のための研修の実施	暴力防止プログラム及び交友関係プログラムの本格実施	・PDCAサイクル(※3)に基づくプログラムの確立		・少年院におけるPDCAサイクル(※3)に基づくプログラムの展開	
			・保護観察対象者に対する暴力防止プログラムの実施 ・暴力的傾向を有する保護観察対象者に対する保護観察官の直接的関与の強化	・暴力防止プログラムの効果測定ツールに基づくデータの蓄積及び効果測定ツールの見直し	・暴力防止プログラムの充実に向けた方策の検討・実施				・暴力防止プログラムの適切な実施		

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期									
								短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)		長期的取組 (平成32年度～)					
					平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度	平成31年度			
2 社会における「居場所」と「出番」を作る																	
(1) 住居の確保	i	法務省 厚生労働省 国土交通省	・刑務所等から関係機関に対する必要な情報の提供の実施	・刑事施設において、適切な帰宅予定地の確保のための取組を継続的に実施	・取組の状況を踏まえた刑務所等・地方更生保護委員会・保護観察所間の連携の在り方についての検証・検討	・地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、帰宅先のない受刑者に対する調査及び調査結果を活用した取組の推進		・刑事施設において、実施した処遇内容等に関するより詳細な情報を更生保護官署に引き継ぐ体制の構築。 ・前年度までの取組の検証・検討結果を踏まえた取組の推進									
			・地方更生保護委員会・保護観察所と関係機関との必要な情報の共有 ・適切な帰宅先の調整のための取組の推進	・地方更生保護委員会において、刑事施設の協力を得て、帰宅先のない受刑者に対する調査を充実 ・地方更生保護委員会において、適切な帰宅先の調整のための取組の継続的な実施及び刑務所の協力を得て薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査等を実施(1(4) i 再掲) ・取組の状況を踏まえた、関係機関の連携の在り方についての検証・検討													
			① 自立更生促進センター(※17)における確実な受入れの推進、更生保護施設(※8)の受入れ機能の強化、自立準備ホーム(※9)等の多様な一時帰宅先の確保に努める ② 刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化し、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う	・沼田町就業支援センター(※18)、北九州自立更生促進センター、茨城就業支援センター、福島自立更生促進センターの開所 ・自立困難者の更生保護施設(※8)への受入れの拡大 ・自立準備ホーム(※9)への宿泊場所の供与等の委託の実施	・左記4センターの着実な運営 ・地域との連携・理解確保の推進 ・問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方策の開発の取組	・左記4センターの取組や効果を検証し、センター構想について再検討	・問題性の高い保護観察対象者に対する保護観察の処遇方策の充実及び普及に向けた取組の推進										
	ii	法務省 農林水産省 経済産業省	・関係団体の協力を得ながら、協力雇用主を確保	・更生保護就労支援モデル事業(※19)による企業ネットワークを活用した多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓		・多業種にわたる協力雇用主の一層の継続的活用に係る方策の検討 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・住み込み就労が可能な協力雇用主の開拓											
(2) 就労の確保	i	法務省 厚生労働省	①施設収容後早期からの就労支援を行う ②就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組等を一層推進するなど、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する	・刑務所等の就労支援スタッフの充実、関係機関との連携等による重点的な就労支援の取組の継続		・重点的な就労支援の取組の検証及び更なる充実策の検討		・関係機関と連携した就労支援体制の確立									
				・協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業(農業等)の拡大・実施		・刑事施設における協力雇用主のアンケート調査等を踏まえた効果的な訓練種目・生産作業(農業等)の拡大・実施及び再検討		・社会の雇用ニーズに応じたPDCAサイクル(※3)に基づく職業訓練実施体制の展開									
				・勤労習慣を涵養させるための刑務所等における各種職業訓練を実施 ・協力雇用主等に対するアンケート調査の実施 ・3都県で更生保護就労支援モデル事業(※19)を実施 ・刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)の実施	・6都道府県で更生保護就労支援モデル事業(※19)を実施 ・3都県での更生保護就労支援モデル事業(※19)の効果検証 ・職業訓練支援等を加えた新たな枠組みの検討	・6都道府県での更生保護就労支援モデル事業(※19)の効果検証 ・更生保護就労支援モデル事業(※19)の更なる充実策の検討・実施	効果的な就労支援の実施		・効果的な就労支援の実施 ・刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)の更なる充実策を検討し、その結果を踏まえ実施								
				・刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)における就労支援のより柔軟かつ積極的な活用のための方策の検討		・より柔軟かつ積極的な刑務所出所者等総合的就労支援対策(※14)の展開											
				・出所後の円滑な社会復帰を促進するため、省令において、刑務所入所者等に対し、位置把握装置の携帯又は着用できる旨規定	・位置把握装置の導入 ・試験的運用		・位置把握装置の試験的運用・検証		・刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策の検討							・刑事施設における更なる外出・外泊等の推進策の検討	

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期				
			平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)		長期的取組 (平成32年度～)
(2) 就労の確保	ii	法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	・関係団体の協力を得ながら、協力雇用主を確保	・更生保護就労支援モデル事業(※19)による多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等への支援の実施 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の検討・実施		・多業種にわたる協力雇用主の拡大 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策の検討 ・協力雇用主に対する雇用奨励策の実施		・必要に応じ、多業種にわたる協力雇用主の一層の継続的活用に係る方策の検討 ・業界団体等に対する協力雇用主の周知・募集 ・必要に応じ、協力雇用主会における事業主に対する研修等の充実策の実施 ・必要に応じ、協力雇用主に対する雇用奨励策の実施及び更なる充実策の検討				
	iii	警察庁 法務省	・少年院への就労支援スタッフ配置による積極的な就労支援の実施 ・就労支援の一層の積極化に係る方策の検討(身体機能等が健全で、退院後、即就労が可能と見込まれる少年を重点的支援対象者とし、その選定及び就労支援の実施を図る。)		・少年院における就労支援スタッフの配置の拡充の検討 ・就労支援の一層の積極化に係る方策の展開(身体機能等が健全で、退院後、即就労が可能と見込まれる少年を重点的支援対象者とし、その選定及び就労支援の実施を図る。)	・就労支援対策の効果検証及び一層の積極化に係る方策の検討 ・少年院在院中に適切な就労支援を実施するための関係機関との連携方策の充実化の検討 ・雇用主の要望に応えることができる支援策の在り方の検討		・就労支援の一層の積極化に係る方策及び更なる充実化策の検討	・少年院における就労支援の一層の積極化に係る方策及び更なる充実化策の検討	・少年院における重点支援対象者の出院後の就労状況の把握も含めた支援の在り方の検討及び関係機関との連携方策の充実化	・前年度までの取組状況の検証を踏まえた取組の推進	
	iv		特記事項なし	・刑務所出所者等を多く受け入れている雇用主の調査や先進事例の情報収集 ・刑務所出所者等を受入れるソーシャルファームの開拓・確保	・収集した情報の検討 ・刑務所出所者等を受け入れるソーシャルファームの開拓・確保 ・ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の職場適応・定着の促進		・ソーシャルファームを活用した更なる就労先確保充実策の検討		・検討を踏まえ、就労先確保充実策の実施			
	(3) 社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識の醸成	対象者に社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させる等の処遇効果を得るための取組を強化する	法務省 厚生労働省 農林水産省	・保護観察所における社会参加活動の実施 ・保護観察所における社会貢献活動の先行実施	・社会貢献活動の先行実施 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証	・社会貢献活動の着実な推進 ・活動場所や協力者の拡充、先行実施を踏まえた検証及び検証結果を踏まえた効果的な活動の検討	・社会貢献活動の本格実施		・特別遵守事項としての社会貢献活動の定着		・短期的取組の状況を踏まえた社会貢献活動の一層効果的な活動の検討	・処遇方法としての社会貢献活動の確立
(4) 犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施	①犯罪被害者の心情を理解させた上で、被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えるなど、被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施する ②上記指導の効果検証を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する	法務省	・刑務所等における「被害者の視点を取り入れた教育」の充実強化 ・刑務所等における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会の実施 ・刑務所等へのゲストスピーカーの招へい ・ゲストスピーカーに対するアンケート調査の実施	・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携 ・刑務所等における「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修 ・犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けの導入の可能性を検討の柱の一つとした、少年院における「被害者の視点を取り入れた教育」のプログラム検討	・刑務所等における犯罪被害者団体等と連携した「生命のメッセージ展」の開催 ・刑務所等における「被害者の視点を取り入れた教育」指導担当者の研修実施 ・少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに係るガイドライン及び備いに向けての特別プログラムの策定	・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の継続及び指導実施内容等の見直し	・刑務所等における犯罪被害者団体等との連携の充実					
			・犯罪被害者の心情等への保護観察対象者への伝達 ・「しよく罪指導プログラム」を活用した保護観察処遇の実施	・心情等伝達を実施した事例の収集と分析 ・犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の検討・実施 ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討	・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の効果検証・見直し ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討・実施	・少年院における犯罪被害者に対する謝罪を含む関係調整のための働き掛けに関する枠組みの構築の検討 ・少年院における被害者の視点を取り入れた教育の継続的な実施	・少年院における被害者の視点を取り入れた教育の効果の検証・改善		・心情等伝達制度の運用に係る指針の効果検証等を生かした効果的な方策の着実な実施			
			・犯罪被害者の心情等の保護観察対象者への伝達 ・「しよく罪指導プログラム」を活用した保護観察処遇の実施	・心情等伝達制度の運用に係る指針を踏まえ、犯罪被害者の心情・意向を対象者の処遇に適切に反映させるための具体的方策の効果検証・見直し ・「しよく罪指導プログラム」の充実に向けた方策の検討・実施	・心情等伝達制度の運用に係る指針の効果を検証結果を踏まえた具体的な方策の実施 ・「しよく罪指導プログラム」の適切な実施	・少年院における被害者の視点を取り入れた教育の効果の検証・改善						
(5) 満期釈放者等に対する支援の充実・強化	i	法務省	・釈放前指導の実施	・満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し	・釈放前の指導の充実を図るためのテキスト及びハンドブックの作成	・教材の活用状況を踏まえた指導体制の見直し	・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施		・実施状況を踏まえた指導内容等の見直し			
	・更生緊急保護(※13)の実施		・短期的取組における検討を踏まえた試行		・中期的取組を踏まえた更生緊急保護(※13)の充実方策の実施							
	ii	法務省	・「更生保護サポートセンター(※20)」事業の実施 ・更生保護サポートセンター(※20)を55地区に設置	・平成24年度に更生保護サポートセンター(※20)を合計155地区に設置	・更生保護サポートセンター(※20)における保護観察終了者等による相談の実態について調査の実施 ・平成25年度に更生保護サポートセンター(※20)を合計245か所に設置 ・平成26年度予算において更生保護サポートセンター(※20)を100か所増設し計345か所とする経費を措置	・保護観察終了者等の相談に応じる仕組みの検討		・保護観察終了者等の相談に応じる取組に関する情報収集及び保護司会への情報提供				
	iii		・東京矯正管区において試行的な取組の実施	・更生保護法第30条による個別ケースごとの取組 ・試行的な取組の拡大(大阪矯正管区、福岡矯正管区)と試行に基づく効果検証	・更生保護法第30条による個別ケースごとの取組の充実 ・取組の把握	・少年院の出院者への助言等の枠組みの検討及び新少年院法施行後の実施方法の検討	・少年院の出院者への相談等の本格実施	・少年院の出院者への相談等の継続・効果検証	・少年院出院者への相談等の効果検証結果を踏まえた実施方法の検討			
少年院出院者について、元担当の法務教官等の助言・指導を受けることができる仕組み及び地域の青少年等からの相談に応じる仕組みづくり		・地域における一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応 ・一般の方からの利用促進に資する効果的な広報等の積極的実施 ・一部少年鑑別所におけるパーソナルサポートサービス等NPOを含む地域の相談ネットワーク等との連携実施	・地域における一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応 ・一般の方からの利用促進に資する効果的な広報等の積極的実施 ・NPOを含む地域の相談ネットワークの構築の在り方等を更に検討、試行的参画等の行動連携や多機関連携の充実	・調査結果を踏まえ、必要に応じ、地域における一般の方からの非行及び犯罪に関する相談への対応を積極的に運用するための仕組み作り	・少年鑑別所法案の成立・施行を見据え、地域の非行及び犯罪の防止に向けた相談業務及び地域との連携強化の推進	・地域の非行及び犯罪の防止に係る業務の実施状況を踏まえたより効果的な実施方法の検討・実施	・地域の非行及び犯罪の防止に係る業務の効果的な実施の継続	・少年鑑別所における地域の非行及び犯罪の防止に係る業務の定着及び地域の非行防止に係る関係機関との連携強化				

項目	取組概要	担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期				
			平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)		長期的取組 (平成32年度～)
3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する												
(1) 再犯の実態 や対策の有効 性等に関する 調査研究の実 施	i	法務省	①実態把握及び対策の効果検証のため必要な調査研究を継続的に実施する ②対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を実施する	・再犯要因の分析等に関する調査研究の実施及び公表	・再犯の実態とその防止対策に関する先行研究等の文献調査及び調査研究の企画立案		・再犯の実態とその防止対策に関する調査の実施及び分析					
	ii	法務省	再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する	・各種調査研究において、再犯の抑止要因について検討	・再犯をしなかった者に関する海外先行研究等調査		・再犯をしなかった者に関する調査研究実施に向けた検討		・再犯をしなかった者等に関する調査研究の実施		・実施結果を踏まえ、必要に応じ、再犯をしなかった者等に関する調査研究	
(2) 再犯の実態 把握や再犯の 未然防止のた めの情報連携 体制の構築	i	法務省	既存資料、データベース等の利活用も含めた広範かつ有機的な情報連携体制を構築する	・関係機関と連携するための、刑務所等における被収容者データベースの改修	・被収容者データベースの運用	・被収容者データベースの安定かつ適正な運用 ・データ連携を活用した効果検証方法の検討				・データベース構築に係る費用対効果を踏まえつつ、早ければ平成28年度中に本データベースの運用を開始することを目指して準備を進める。	・データベースを用いて、再犯防止施策再犯防止効果について検証を行うと共に、その検証結果をもとに運用の見直し等を行う。	
		・刑務所等と保護観察所等とのデータ連携のためのシステム構築 ・性犯罪者処遇プログラム及び飲酒運転防止プログラムについて、保護観察所・刑務所等の間での処遇情報引継		・データ連携機能構築後の事件管理システムの運用開始 ・薬物事犯者について、保護観察所・刑務所等の間での処遇情報の相互引継	・刑事情報連携データベースのコンサルティング作業を完成させた。							
	ii	警察庁 法務省	DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策の検討を行い、効果的な情報連携体制を確立する	・DNA型データベースの構築 ・刑務所出所者情報の共有	・関係省庁が連携し、DNA型データベースの拡充等の検討	・DNA型鑑定のための体制の整備等の検討	・DNA型鑑定の的確な実施等のための職員の増員及び経費の措置	・DNA型鑑定の的確な実施のため、鑑定施設の設置及び経費を措置するなど鑑定基盤の整備	・DNA型鑑定の的確な実施のための具体的な施策の実施			
(3) 既存の制度 や枠組みにと られない新た な施策の検討		全関係省庁	満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとられない新たな施策の検討を行う	・釈放前指導の実施	・満期釈放者又は保護観察終了者への再犯防止対策を始め、既存の制度や枠組みにとられない新たな方策を検討	・検討結果を踏まえ、必要に応じ、関係省庁が連携し、施策を具体化		・検討結果を踏まえ、必要に応じ、具体的な施策の実施				
					・刑務所における満期釈放受刑者に対する指導体制の見直し	・釈放前の指導の充実を図るためのテキスト及びハンドブックの作成	・教材の活用状況を踏まえた指導体制の見直し	・指導体制の見直しを踏まえた改善策の実施	・実施状況を踏まえた指導内容等の見直し			
4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する												
(1) 啓発事業等 の実施		警察庁 法務省	再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民にわかりやすく提示又は説明し、国民の理解や具体的な支援・協力を促進する	・刑務所等による、「参観希望者を募集して行う参観等の積極的な実施について(通知)」の発出	・刑務所等への参観希望者の積極的な受入れ					・参観希望者の積極的な受入れ ・短期的取組の結果を踏まえた参観内容の充実		・中期的取組の結果を踏まえた参観内容の更なる充実
				・保護司等更生保護ボランティアが実施する地域における社会復帰支援に関する啓発活動 ・保護司と学校が連携した非行防止活動の実施	・効果的な啓発活動の在り方について保護司や外部有識者と協議を開始 ・保護司と学校との連携パンフレットを作成し、小中学校との連携活動を推進	・更生保護関係者の意見を踏まえ、よりわかりやすい広報啓発宣伝資料を制作し、広く配布 ・更生保護活動に対する理解を深めるとともに、更生保護と福祉との連携強化を円滑に推進する観点から、「保護観察官による更生保護出張講座」を全国展開 ・更生保護に関する情報を広く発信するため、法務省保護局ツイッターを運用	・前年度の実施結果を踏まえた内容等の検証を行い、より効果的な活動を実施	・前年度までの実施状況を踏まえ、再犯防止について国民に対する効果的な広報や具体的な理解と協力を得るための取組を推進。				
						・ホームページ上に再犯防止施策に関するページを創設し、随時更新した。 ・再犯防止施策に関するポスターを作成し、法務省本省に掲示した。	・再犯防止に関する国民の理解・協力を求めるべく、あらゆる媒体を用いることを視野に入れた広報戦略について策定する。 ・再犯防止施策のホームページを全面的に改訂する。	平成26年度に策定した広報戦略に基づき、計画的に広報活動を実施する。			・中期的取組の結果を踏まえた広報活動の更なる充実	
(2) 刑事司法分 野に関する法 教育の実施	学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、広報活動等を実施する	法務省	特記事項なし		4－(1)の再掲							
				・犯罪予防活動の一環として、保護司や保護観察官等が学生や教員に対する法教育授業を実施	・犯罪予防活動の一環として、保護司や保護観察官等が学生や教員に対する法教育授業を実施	・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・前年度までの実施状況を踏まえつつ、学校等との連携を強化し、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施。					
				・矯正・保護の分野を含めた刑事司法分野に関する広報を実施 ・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施 ・児童・生徒を対象とした移動教室や出前教室に職員を講師として派遣	・再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報を実施 ・移動教室や出前教室への職員の派遣 ・前年度の実施結果を踏まえつつ、保護司や保護観察官等による法教育授業を実施	・前年度の実施状況を踏まえ、改善策を講じて継続実施	・前年度までの実施状況を踏まえつつ、改善策を講じながら、保護司や保護観察官等による法教育授業等を実施。					
				・検察庁における、再犯防止に向けた各取組を踏まえた刑事司法分野に関する広報の実施 ・移動教室や出前教室への検察庁職員の派遣の継続					・前年度の実施状況を踏まえ、改善策を講じて継続実施			
			・関係機関との連絡調整や教材の作成等の支援	・小学校における法教育実践状況に関する調査研究及び関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援	・中学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施 ・関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施	・高等学校における法教育実践状況に関する調査研究を実施 ・関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施		・学校現場等における法教育実践状況を踏まえ、関係機関との連携強化や教材の改訂等の支援の実施				

項目	取組概要		担当省庁	これまでの取組 (～平成27年度)					実施(予定)時期			
									短期的取組 (平成28～29年度)		中期的取組 (平成30～31年度)	
				平成23年度まで	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化		保護司制度の基盤を強化し、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備する	総務省 法務省	・「保護司候補者検討協議会」を450地区に設置 ・新任保護司の年齢制限の見直し ・「更生保護サポートセンター(※20)」事業の実施	・平成24年度に保護司が被った物的損害等に対する補償制度を創設 ・平成24年度に更生保護サポートセンター(※20)を155地区(100地区増)に設置 ・全国市長会及び全国町村会を通じて、各地方公共団体に対して保護司活動に対する協力を要請	・保護司組織と協議の上、保護司適任者の安定的確保のための指針の策定 ・平成25年度中に更生保護サポートセンター(※20)を合計245か所に設置 ・平成26年度予算に更生保護サポートセンター(※20)を100か所増設し計345か所とする経費を措置 ・平成26年度予算において各都府県単位(北海道においては4か所)に設置されている保護司会連合会に地域の関係機関との連絡調整を行う企画調整保護司を設置するための経費を措置 ・保護司の活動に対する地域の関係機関・団体からの支援について、保護司から実態を聴取し、支援拡大について検討	・保護司の安定的確保のための指針に基づき、保護観察所と保護司組織が連携して取組を実施。 ・平成26年度中に更生保護サポートセンター(※20)を合計345か所に設置 ・平成27年度予算に更生保護サポートセンター(※20)を101か所増設し計446か所とする経費を措置	・保護司適任者の確保と育成のための施策の円滑な実施及び定着 ・更生保護サポートセンター(※20)の機能強化 ・保護司が地域の関係機関・団体の支援を得られやすくなる仕組みの円滑な実施及び定着 ・保護司と地方公共団体が連携して行う活動等、連携充実策の円滑な実施及び定着	・保護司適任者の確保と育成のための施策の円滑な実施及び定着 ・更生保護サポートセンター(※20)の拡充、重点化・効率化による運営の充実強化 ・保護司の安定的確保のため、地域社会において、保護司活動への理解促進を図るための施策の実施			
(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携		刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるため、弁護士、日本弁護士連合会及び日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する	法務省	特記事項なし	・社会復帰支援策についての弁護士会等との協議・試行 ・刑務所出所者等の社会復帰に向けた連携方策の検討・試行			・社会復帰支援策の検討・見直し ・連携方策の検討・見直し				
(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開	i	更生保護女性会、BBS会等、広く国民の参画を募る支援策の充実強化を図る	法務省	・更生保護女性会・BBS会の地区会長及び新入会員に対する研修の実施 ・更生保護女性会・BBS会による処遇協力の促進	・更生保護女性会員・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の企画等に係る中央研修を開催	・更生保護女性会・BBS会の新入会員に対する研修の実施 ・更生保護女性会・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の企画等に係る中央研修の実施	・更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の実施状況を踏まえ、より効果的な実施について検討 ・更生保護女性会・BBS会員による保護観察対象者等に対する処遇への支援活動の多様化の検討結果を踏まえ、必要に応じ、実施		・更生保護女性会・BBS会の会員に対する研修の充実策及び処遇支援活動の充実策について検討・実施			
	ii	民間団体等を自立準備ホーム(※9)等の運営主体として開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する	法務省	4－(5)－iの再掲		・民間協力者や地域と連携した処遇・教育の充実方策の試行的実施						
				・地域や民間協力者の協力による処遇・教育の充実策の検討 ・刑事施設における盲導犬育成プログラム導入の検討 ・民間企業との連携による受刑者の社会復帰支援の検討及び実施	・民間自助団体等の協力による各種改善指導の実施 ・刑事施設における盲導犬育成プログラム導入の検討 ・民間企業との連携による就労支援に係る講話の実施について検討	・刑事施設における盲導犬育成プログラムの試行的実施 ・民間企業との連携による所要の受刑者の社会復帰支援の実施	・矯正施設における民間企業との連携の充実による所要の受刑者等の社会復帰支援の実施	・矯正施設における民間企業との連携による所要の受刑者等の社会復帰支援の適切な実施				
				・自立準備ホーム(※9)への宿泊場所の供与等の委託の実施 ・3都県で更生保護就労支援モデル事業(※19)を実施	・NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホーム(※9)の運営主体として積極的に開拓 ・自立準備ホーム(※9)における処遇の基準等の検討及び各施設の特性に応じた効果的な活用方法の検討	・自立準備ホーム(※9)各施設の機能及び特性に応じた受入れの促進及び処遇内容の充実	・対象者がそれぞれの問題性に応じた支援が受けられるよう、自立準備ホーム(※9)を拡充するとともに、更生保護施設(※8)の受け皿としての機能の拡充を図り、各保護観察所が施設の特性に応じて委託先を選択できる体制の整備を検討	・検討結果を踏まえた取組の推進 ・効果的な就労支援の実施				
				・6都道府県で更生保護就労支援モデル事業(※19)を実施 ・3都県での更生保護就労支援モデル事業(※19)の効果検証 ・職業訓練支援等を加えた新たな枠組みの検討	・6都道府県での更生保護就労支援モデル事業(※19)の効果検証 ・更生保護就労支援モデル事業(※19)の更なる充実策の検討・実施	効果的な就労支援の実施	効果的な就労支援の実施					

- ※ 1 法務省式ケースアセスメントツール … 再犯・再非行の要因や教育上の必要性等を把握するために、法務省において開発した調査方式。
- ※ 2 チームティーチング … 複数の教官がチームを作り、協力してきめ細やかな授業等を行う指導方法。
- ※ 3 PDCAサイクル … Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。
- ※ 4 処遇課程 … 少年院において、在院者の特性に応じた効果的な矯正教育を実施するために設けられている各処遇のコースのこと。
- ※ 5 少年院矯正教育課程 … 変更前の名称は、「教育課程」。各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた教育計画。
- ※ 6 個人別矯正教育計画 … 変更前の名称は、「個別的処遇計画」。個々の対象者に対する具体的な処遇の個別化を徹底するため、各施設のエデュケーションを基に在院者ごとに作成する処遇の計画。
- ※ 7 成績評価 … 個別的処遇計画に基づく在院者の目標の達成度の確認、教育の内容及び方法の妥当性の検証をし、個別的処遇計画の効果的な運用と在院者の社会復帰への動機付けを図ることを目的として行う評価。
- ※ 8 更生保護施設 … 刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。
- ※ 9 自立準備ホーム … NPO法人等が国からの委託を受けて刑務所出所者等に対し提供する宿泊場所。
- ※10 特別調整 … 高齢又は障害により自立困難で住居もない入所受刑者等について、刑務所等、保護観察所及び地域生活定着支援センター（※11参照）が連携し、社会福祉施設等への入所など、釈放後に必要な福祉サービスを受けることができるようにする特別の生活環境の調整手続
- ※11 地域移行支援…障害者支援施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談、障害福祉サービスの体験利用などの支援を行うもの。
- ※12 地域生活定着支援センター … 高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を、保護観察所と協働して進める支援機関。
- ※13 更生緊急保護 … 満期釈放者、起訴猶予者等が、親族からの援助を受けることができない場合等に、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設等に宿泊を委託するなどの措置を講じるもの。
- ※14 刑務所出所者等総合的就労支援対策 … 矯正機関・更生保護機関と職業安定機関が強固な連携体制を構築した上で、刑務所出所者等に対して効果的な就労支援を行うもの。
- ※15 暴力追放運動推進センター … 暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済に寄与することを目的として各都道府県公安委員会が指定する。
- ※16 自助グループ … なんらかの困難や問題、悩みを抱えた人が同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた集団。
- ※17 自立更生促進センター … 刑務所出所者等を一時的に受け入れる、国が設置した宿泊場所。狭義には入所者の特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施するもの。
- ※18 就業支援センター … 自立更生促進センターのうち、主として農業等の職業訓練を行うもの。
- ※19 更生保護就労支援モデル事業 … 民間のノウハウを生かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな就労支援を行う保護観察所の事業。
- ※20 更生保護サポートセンター … 地域における保護司活動の拠点。